

全世帯を対象に 町内自治会保険に 加入しています

各地区で行っている奉仕活動やスポーツ大会、お祭りなどに参加している間におこったケガは、ケガをされた方も関係者の方も大変です。

住民の皆さまが自治会活動に参加している間のケガによる入院・通院・後遺障害・万一の死亡を補償するため、町では町内全世帯の住民を対象に自治会活動保険に加入しています。補償内容と保険金の限度額は左表のとおりです。

もし事故にあったら、すぐにご連絡ください。保険事故の連

自治会活動保険		
補償内容	保険金額	
賠償責任 (対人・対物補償)	1億円	
傷害	死亡・後遺障害	300万円
	入院 (1日につき)	2,000円
	通院 (1日につき)	1,000円

絡が遅れた場合などは保険金の受け取りができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

総務課 (☎63・2051)

スポーツ・文化に 対する助成金について

本助成金は、全国規模の大会および近畿規模の大会に出場する場合に対象となります。

【助成金額】

- ・近畿規模の大会 5千円
- ・全国規模の大会 1万5千円

【お問い合わせ先】

教育委員会

(☎63・2038)

空き家 なんでも相談会

空き家に関する相談を、行政職員と専門家が無料で相談対応します。

【日時】

8月19日(金)
午後1時30分～午後4時

【場所】 日高振興局別館2階
(御坊市湯川町財部651)

【申し込み】

- ①氏名 ②連絡先 ③相談内容 ④相談希望日 ④相談会場

を日高振興局建築グループまで事前に連絡して下さい。(当日会場での受け付けも可能ですが、事前申し込みを頂いた方を優先して相談対応します)

【お問い合わせ先】

日高振興局 建築グループ
(☎24・2908)

「実践」コース パソコン事務科 受講者募集!

ハロートレーニング

～急がば学べ～

【募集期間】

7月22日(金)～9月2日(金)

【訓練期間】

9月28日(水)～12月27日(火)

【定員】

15名

※申込者が定員の半数に満たない場合、訓練を中止すること

があります。

【自己負担額】

- ・テキスト代 9,130円(税込)
- ・職場見学先への交通費

【お申込み】

事前にハローワークで職業相談を必ず受けてください。

【お問い合わせ先】

職業訓練法人 中紀技能訓練協会
日高町荊木310番地
(☎63・1500) (担当 東、伊藤)

8月は「電気使用 安全月間」です

経済産業省では、夏場に電気事故が多く発生するため、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、電気事故を防ぐための全国的な運動を展開しています。皆さまは一度、身のまわりの電気安全について考えてみましょう。

【お問い合わせ先】

関西電気保安協会 和歌山支店
(☎073・463・9044)

森林の立木を伐採するときは

●森林の立木を伐採するときは次の届出を提出することが森林法で義務づけられています。

①立木を伐採するとき

「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出(伐採を始める90日から30日前まで)

②伐採が完了したとき

「伐採に係る森林の状況報告」の提出(伐採を完了した日から30日以内)

③造林が完了したとき

「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出(造林を完了した日から30日以内)

●提出がない場合には無届伐採による罰則に処せられる場合があります。

・伐採及び伐採後の造林の届出
100万円以下の罰金
(森林法第208条)

・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告
30万円以下の罰金
(森林法第210条)

●林地開発行為・保安林の伐採について

1ヘクタールを超えて森林の開発行為を行う場合や保安林の伐採、作業許可の申請については都道府県知事の許可が必要です。

【お問い合わせ先】

日高振興局 林務課

(☎ 24・2912)

産業建設課

(☎ 63・3804)



森林の土地の所有者届出制度

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

●届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、土地の面積に関わらず届出をしなければなりません。

●届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

【お問い合わせ先】

産業建設課

(☎ 63・3804)



道路にはみ出した庭木等の剪定をお願い

道路に隣接する住宅地等から、庭木や生垣、または雑草や竹などが、道路や歩道にはみ出していると、道幅が狭くなり車両や歩行者などが通りづらく、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

これらの私有地から道路上にはみ出している樹木等は、土地の所有者の方に所有権があるため、町での伐採や枝払い等ではありません。また、私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因

で事故等が発生した場合には、所有者が責任を問われることがあります。

道路を安全かつ安心して利用していただくためにも、定期的な剪定や草刈りを行っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

なお、強風などの倒木等により著しく道路の通行に支障がある緊急時は連絡なく町で伐採・処理いたしますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

産業建設課

(☎ 63・3804)

